

## 京都市南区まちづくり活動支援物品貸出しに関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、すべての人に「居場所」と「出番」があるウェルビーイングなまちの実現に向け、南区内でまちづくり活動に取り組んでいる若しくは取り組もうとする個人又は団体を支援するため、その活動に必要な物品の貸出しに関する事項を定めるもの。

### (貸出物品)

第2条 対象とする貸出物品（以下、「物品」という。）は、南区役所地域力推進室企画連携課長が別に定める。

### (貸出しの対象)

第3条 貸出しの対象は、まちづくり活動に係る講座・イベント等で、南区内で開催されるものとする。

2 前項の講座・イベント等は、宗教活動（ただし、地蔵盆など市民が主体となって実施し、かつ、地域の伝統的な親睦行事として位置付けられているものを除く。）、政治活動及び公序良俗に反する活動、その他、南区長（以下「区長」という。）が適当でないと認める活動は除く。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる個人又は団体は、対象外とする。

- (1) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者
- (2) 京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体又は構成員に暴力団員若しくは暴力団密接関係者がいる団体
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する活動を行う個人又は団体
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が不適當であると認めた個人又は団体

### (貸出期間等)

第4条 貸出期間は1回の申請につき、貸出日から2週間以内とする。ただし、区長が、特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 貸出回数は、1か月に2回までとし、連続した貸出しは行わない。ただし、区長が、特に必要と認めた場合は、この限りでない。

### (貸出費用等)

第5条 物品の貸出費用は無料とする。ただし、物品の使用に必要な燃料費、光熱水費、消耗品費等は貸出しを受けた者の負担とする。

### (貸出しの申請)

第6条 貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「京都市南区まちづくり活動支援物品貸出申請書（様式第1号）」（以下「申請書」という。）及び誓約書（様式第2号）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請書は、物品の使用を開始する日の3か月前から1週間前までに提出しなければならない。

3 申請者が、第1項の申請を行う場合、一度に行うことができる申請は一件のみとし、貸出しの可否が決定し、当該貸出手続が完了するまで（貸出しが決定した場合は、貸出

しを受けた者からの物品の返却まで)は、新たな貸出申請を行うことはできない。

#### (貸出しの決定)

第7条 区長は、前条の申請書を受理したときは、この要綱の規定を満たす場合、貸出しを決定する。

- 2 区長は、貸出しの決定に際しては、京都市南区まちづくり活動支援物品貸出承認書(様式第3号)を申請者あてに発行する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、区長が必要と認めたときは、貸し出すことができる。

#### (貸出しの取消し)

第8条 区長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する若しくは該当するおそれがあるときは、貸出しを取り消すことができる。

- (1) 本要綱に違反した場合。
- (2) 第6条の規定による申請に虚偽又は不正があったとき。
  - 2 前項の規定により貸出しを取り消した場合、申請者に対する物品の貸出しは行わない。また、既に申請者に物品を引き渡している場合、申請者は、直ちに物品を返却しなければならない。
- 3 貸出しを取り消した場合、そのことにより生じた申請者又は第三者の損害に対して、本市は一切の責任を負わない。

#### (遵守事項)

第9条 貸出しを受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 物品は、まちづくり活動において使用すること。
- (2) 物品は、南区内で使用すること。
- (3) 物品を申請した目的以外に使用しないこと。
- (4) 物品を第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (5) 物品は丁寧に扱い、改造や加工等を行わないこと。
- (6) 物品の搬入及び搬出の際は、壁や扉等に物品が当たらないよう注意すること。

#### (物品の返却)

第10条 貸出しを受けた者は、申請書に記載した物品の貸出日時及び返却日時を厳守し、南区役所に来所のうえで受渡しを行わなければならない。

- 2 貸出しを受けた者は、物品が原状どおりで、紛失や破損等がないか確認し、物品の紛失や破損等があった場合は、速やかに南区役所まで申し出を行うとともに、実費弁償を行うこと。ただし、通常の使用による摩耗又は損耗は、この限りではない。
- 3 前項の規定にかかわらず、消耗品については、通常の使用の範囲で消費された部分については、返却時に数量を補填することを要しないものとする。ただし、明らかに通常の使用の範囲を超える消費があった場合は、この限りでない。

#### (報告)

第11条 区長は、貸出しを受けた者からの物品返却後、貸出しを受けた者に対し、物品の使用等に関する報告を求めることができる。

#### (免責事項)

第12条 物品の使用等に起因する怪我や事故、その他トラブル、損害等について、本市は一切の責任を負わない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が定める。

附則

この要綱は、令和8年6月15日から施行する。